

## 地場産品基準

次の各号いずれかに合致する返礼品をご提案ください。

1. 境港市内において生産されたものであること。
2. 境港市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

3. 境港市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。

※「製造、加工に該当しない例」

- ・輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩漬けその他これらに類する操作
- ・単なる切断 ・選別 ・瓶、その他これらに類する包装容器に詰めること ・改装 ・仕分け
- ・製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を貼り付け若しくは添付すること
- ・単なる混合 ・単なる部分品の組立て及びセットにすること

4. 返礼品等を提供する市町村又は特別区において生産されたものであって、近隣の他の市町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

※認められると考えられる例

当該区域内で生産された米と区域外で生産された米を JA がブレンドし「〇〇産米」として出荷されたもの

5. 境港市の広報の目的で生産された境港市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から境港市独自の返礼品等であることが明白なもの。

6. 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。

※地場産品と地場産品以外の商品をセットで提供する場合の「主要な部分」とは価格面で地場産品が6割以上を占めていなければならない。

7. 境港市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
8. 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
- イ. 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
- ロ. 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
- ハ. 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- ※鳥取県で認定されたもの
- 鳥取県産の梨（二十世紀、王秋、なつひめ、新甘泉、秋甘泉、秋栄、新興）
  - 鳥取和牛
  - 鳥取県内で水揚げされたズワイガニ（松葉ガニ、親ガニ）、ベニズワイガニ
- ※いずれも加工品は除く
9. 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。